

2025年 3月 5日
全国港湾24発第73号
港運同盟発25一第7号

経済産業省 商務・サービスグループ
商務・サービスグループ長 南 亮 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内 一

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 足 立 賢 次

港湾政策並びに港湾労働に係わる申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、能登半島地震で被災された国民・県民のためのご尽力に感謝するとともに、港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は港湾産業が我が国経済と物流を支える重要な産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 石炭火力フェードアウトに向けた状況及び対策について (資源エネルギー庁)

(1) 脱炭素化に向けた電力需給政策及び火力発電を取り巻く状況、石炭の安定供給確保に向けた進捗状況の説明を求めます。

(2) 最新の石炭火力発電所の稼働状況についての説明を求めます。

(3) いま、石炭火力発電施設の段階的な休・廃止に伴い、全国的に石炭荷役作業を引き受けている港湾運送事業の継続や港湾労働者の雇用が喪失する事態に陥っていることから、行政、電気事業者、港運事業者、労働組合の4者による「第2回連絡対策会議」が開催されました。引き続き、公正な移行に向けた情報交換、特に港湾運送事業の継続と雇用対策を最優先に講じることを求めます。

2. 港湾運送料金の適正収受について （経済産業省）

（1）政府のすすめる「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」施策を港湾を利用するユーザー（荷主・船社）へ強力に推し進めるとともに届出料金が適正に収受できるよう、貴省と中小企業庁、国土交通省との連携を図り「後押し」していただきますよう求めます。

（2）港湾運送の届出料金については、平成7年（1995年）の港湾運送料金（タリフ）になっており、不合理な商慣行は続いています。現在、港湾運送料金の適正収受、慣習・慣行の順守を図るため、貴省と所轄官庁である国土交通省・厚生労働省、事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との対策会議の設置、必要な施策と法整備を求めているところです。つきましては、届出料金の全面的な改定と監査制度における両罰規定の速やかな実施を求めます。同時に料金改定に応じない港湾ユーザーに対しては、是正勧告を出すとともに社名を公表するよう貴省に求めます。

（3）多くの港湾運送事業者が港湾ユーザーへの交渉力が弱いため、必要なコストを収受しにくい状況があります。貴省が物流業界の抱える「2024年問題」の解決に向けて、2023年7月に創設した「トラック・物流Gメン」と同様に港運業界においても荷主企業や港運元請事業者による料金の適正化や不合理な商慣行を監視等を強化する「港運Gメン（仮称）」創設などの対策、具現化を求めます。

3. 港湾の通過貨物対策について （経済産業省）

内陸の港として拡大しつつあるインランドデポやインランドポートはコンテナラウンドユースだけではなく、保税などの通関機能も有しており、事実上の「港湾運送事業」が行われています。港湾運送事業への影響等を注視したうえで貴省として必要な施策の改善と法整備を求めます。

4. 海上コンテナ輸送の安全などに係る課題について （経済産業省）

（1）海上コンテナ（ドライコンテナ）による液体輸送について、安全輸送を重視する立場からドライコンテナでのフレキシブルバッグを使用しての液体輸送については「液体類専用タンクコンテナ」に切り替えて輸送すべく荷主関係団体に対して強く推奨するよう求めます。

(2) 国際海上コンテナ陸上輸送における「特殊車両通行許可」について、貴省と国土交通省が連携を図りながら荷主団体に対して道路交通法など車両制限(車両の幅、長さ、重量等)に関する法令に基づく特殊車両を理解させたうえで運送依頼をするよう求めます。

(3) コンテナの総重量を車輛ごと測るトラックスケール(大型計量器)の設置について、主に地方港のコンテナターミナルには設置が不十分な状況になっています。つきましては、貴省と国土交通省が連携を図りながらコンテナの過積載や偏荷重の防止に向け、コンテナターミナル内および港湾エリア内にトラックスケールを設置するよう求めます。

以 上